

横浜市中心卸売市場本場水産物部売買参加者承認要綱

最近改正 令和2年6月19日 経本支第122号（市場担当理事決裁）

横浜市中心卸売市場条例第33条の規定による売買参加者の承認は、同条例及び横浜市中心卸売市場条例施行規則で定めるほか、同規則第69条の規定に基づき、この要綱によるものとする。

1 認定基準

条例第33条第5項第2号に規定する知識、経験及び資力信用を有する者の認定は、次の基準による。

(1) 法人の場合

- ア 当該法人のために常時売買に参加する者が年齢満20才以上の者であること。
- イ 当該法人のために常時売買に参加する者が条例第33条第5項第4号、第8号又は第9号のいずれにも該当しない者であること。
- ウ 当該法人のために常時売買に参加する者が水産物部の部類に属する物品（以下「取扱品目」という。）の取引業務に3年以上の経験を有する者であること。
- エ 申請者の資本金又は出資金が500万円以上であること。
- オ 売買参加の業務資金として、1,000万円以上を有する者であること。
- カ 申請者の取扱品目に係る年間売上額（消費税額を含む。）が5億円以上であること。
- キ 申請者が市場関係事業者に対して負債のないこと。
- ク 市場において、通常の取引単位で継続して売買取引に参加できると認められる者であって、年間3億円以上の買受け（消費税額を含む。）ができると認められる者であること。
- ケ 卸売業者と買受代金（消費税額を含む。）の支払いについて支払猶予の特約をしようとする者にあつては、規則第43条第1項に規定する支払いの保証に関し、十分な内容をもった特約ができると認められる者であること。
- コ 売買取引の適正かつ健全な運営に支障がないと認められる者であること。

(2) 個人の場合

- ア 年齢満20才以上の者であること。
- イ 取扱品目の取引業務に3年以上の経験を有する者であること。
- ウ 前号のエからコまでに同じ。

2 様式及び添付書類

- (1) 規則第23条第1号オ及びカ並びに第2号オ及びカに規定する誓約書は、様式1によらなければならない。

- (2) 申請者が法人である場合には、当該法人のために常時売買に参加する者が条例第 33 条第 5 項第 4 号、第 8 号又は第 9 号のいずれにも該当しないことを誓約する様式 2 による書面を市長に提出しなければならない。

3 売買参加補助者の承認

(1) 申請手続

規則第 25 条第 1 項の規定により売買参加補助者の承認を受けようとする売買参加者は、売買参加補助者に係る次に掲げる書類を添えて様式 3 による売買参加補助者承認申請書を市長に提出しなければならない。

ア 履歴書

イ 住民票の写し

ウ 市区町村長の発行する身分証明書

エ 様式 2 による条例第 26 条第 4 項第 4 号、第 6 号、第 7 号に規定する者に該当しないことを誓約する書面

オ 写真（正面向き、上半身、脱帽、名刺型）2 枚

カ 売買参加者の役員又は使用人であることを証する書面

(2) 資格要件

年齢満 20 才以上の者で、取扱品目の取引業務に 3 年以上の経験を有する者であること。

(3) 売買参加補助者の数の限度

売買参加補助者の数の限度は、売買参加者ごとに 3 人とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、売買参加補助者の数の限度を増加することができる。

4 県警本部への照会

市長は必要に応じ、条例第 33 条第 5 項第 8 号又は第 9 号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

附 則

1 この要綱は、昭和 59 年 12 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の承認を受けて売買参加者となっている者は、この要綱の承認を受けた売買参加者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

様式 1

誓 約 書

年 月 日

横浜市長

申請者氏名

(法人の場合は、代表者の氏名)

横浜市中心卸売市場本場水産物部における売買参加の承認を申請しましたが、横浜市中心卸売市場条例第 33 条第 5 項第 4 号、第 8 号若しくは第 9 号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、横浜市中心卸売市場条例第 33 条第 8 号若しくは第 9 号の規定に該当しないことの確認のため、神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

様式 2

誓 約 書

年 月 日

横浜市長

法人のため常時売買に参加する者の氏名
(売買参加補助者にしようとする者の氏名)

私は、横浜市中心卸売市場条例第 33 条第 5 項第 4 号、第 8 号若しくは第 9 号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、横浜市中心卸売市場条例第 33 条第 5 項第 8 号若しくは第 9 号の規定に該当しないことの確認のため、神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

(A 4)

様式 3

売買参加補助者承認申請書

年 月 日

横浜市長

売買参加者名

横浜市中心卸売市場条例施行規則第 25 条第 1 項の規定により、次の者の売買参加補助者として承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

売買参加補助者にしようとする者の氏名	
売買参加補助者にしようとする者の住所	
売買参加補助者を必要とする理由	